

五島市磯焼け対策人材育成事業業務委託
公募型プロポーザル実施要領

令和6年4月5日

五島市 産業振興部 水産課

五島市磯焼け対策人材育成事業業務委託 公募型プロポーザル実施要領

1 目的

本要領は、本市の藻場の維持・回復に向けて、磯焼け対策の持続性確保のための五島モデルの普及・横展開に必要な人材育成及び成果の普及啓発について公募のうえ実践し、磯焼け対策の普及を図ることを目的とし、五島市磯焼け対策人材育成事業業務委託の発注にあたり公募型プロポーザル方式（以下「本プロポーザル」という。）により、各提案事業者の企画提案を広く募集し、業務遂行に関する知見、能力、技術、経験等を見極め本業務に最も適した委託候補者として選定することを目的とする。

2 業務の概要

本業務の概要は以下のとおりとする。

- (1) 名称 五島市磯焼け対策人材育成事業業務
 - (2) 内容 五島市磯焼け対策人材育成事業業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり。
 - (3) 期間 契約締結日から令和7年3月31日(月)まで
 - (4) 予算 11,467千円（消費税相当額及び地方消費税相当額含む）
- ※ 本金額はプロポーザルのために設定した上限額であり契約金額ではない。また、予定価格について、本委託料上限額の範囲内で別途設定する。
- (5) 実施場所:五島市管内8ヶ所(崎山・玉之浦・岐宿・大浜・奥浦・奈留・久賀・富江)を想定

3 選定方法

公募型プロポーザル方式による随意契約とする。

4 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、以下の条件を全て満たすものとする。

- (1) 令和6年度五島市測量・建設コンサルタント入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (2) 民間企業、NPO法人、一般社団・財団法人、公益社団・財団法人、その他の法人又は法人以外の団体等であること。
- (3) 本事業を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財政能力を有すること。
- (4) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (5) 民事再生法(令和11年法律第225号)及び会社更生法(令和14年法律第154号)による申し立てをしていない又はされていない者であること。
- (6) 破産法(令和16年法律第75号)に基づく破産法手続き開始の申し立てがなされていないこと。
- (7) 国税及び地方税の滞納がないこと。
- (8) 代表者及び役員等が以下の項目に該当しないこと。
 - ア 暴力団員等である又は暴力団員等が経営に事実上参加している。
 - イ 暴力団員等を雇用している。
 - ウ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難される関係を有している。
- (9) 磯焼け対策に精通し、他市等において、本業務に関連した業務を受託した実績を有していること。

5 スケジュール

(公募型プロポーザル実施に係る日程と内容)

日	内容
令和 6年4月11日(木)	市ホームページへの掲載・公募開始
令和 6年4月24日(水)	参加表明書受付期限
令和 6年4月25日(木)	参加資格有無の報告
令和 6年4月11日(木)～4月24日(水)	質疑の受付(午後5時締切)
令和 6年4月25日(木)	質疑への回答
令和 6年4月25日(木)	企画提案書等の提出期限
令和 6年4月26日(金)	プレゼンテーションの実施
令和 6年4月30日(火)	審査結果の通知

6 参加意思の確認

本プロポーザルに参加する場合は、次のとおり書類を提出するものとする。

参加資格の有無については、後日電子メールにて連絡する。

期限までに参加表明書等の提出がない場合は、不参加とみなす。

(1) 提出期限 令和6年4月24日(水)午後5時必着

(2) 提出書類

ア 参加表明書(様式1)

イ 類似業務の実績を示す書類(契約書及び仕様書等の写し等)(様式5)

(3) 提出方法 持参または郵送

7 質問及び回答

企画提案等に関する質問は、次により行うものとする。

(1) 提出方法

質問書(様式4)を電子メールにより事務局に提出する。

電話及び直接来庁による質問には応じない。

メールアドレス:suisan@city.goto.lg.jp

(2) 受付期間 令和6年4月24日(水)午後5時まで

(3) 回答方法

令和6年4月25日(木)までに、参加される全ての事業者に電子メールで回答する。

8 企画提案書等の提出

企画提案書等は、次のとおり提出するものとする。

(1) 提出期限 令和6年4月25日(木)午後5時必着

(2) 提出書類(様式2～3)

ア 企画提案書

本事業の趣旨やスケジュール(案)を踏まえ、事業者提案における考え方やPRポイントを簡潔明瞭にまとめ、仕様書の業務概要の項目に関して、それぞれ具体的な提案を作成する。

イ 提案内容に即した仕様書及び見積書(積算内訳を含む)

ウ 参考資料

(ア)実施体制(様式不問)

本業務の実施体制(スタッフ、技術者等)がわかる書類

(イ)業務工程表(様式不問)

本業務の全体スケジュールや個別作業スケジュール

(ウ)会社概要(様式不問)

既存のパンフレットや案内書等で可

(3)提出部数 提出部数5部

(4)提出方法 持参または郵送

9 委託事業者の選定

委託事業者の選定は、次のとおり行うものとする。

(1)選定委員会の設置

企画提案書に係る提案内容の審査、事業者の選定は、「五島市磯焼け対策人材育成事業業務委託事業者選定委員会」(以下、「選定委員会」という。)が行う。

(2)企画提案のプレゼンテーション

事業者の選定にあたり、プレゼンテーションを下記のとおり開催し、事業者からヒアリングを行う。

ア 開催日/場所 令和6年4月26日(金)/五島振興局

※ 時間場所等の詳細は、参加事業者決定後、後日通知する。

イ 時間 30分程度/社

企画提案書等の趣旨説明(20分程度)、質疑応答(10分程度)

ウ 出席者の条件

本事業を携わる主な担当者を含むこと。

エ 実施方法

プレゼンテーションは紙面のほか、ビジュアル機材やパソコン等も可とし、その場合はパソコンとデータ等を持参すること。

ただし、プロジェクター及びスクリーンは本市が用意する。

(3)選定方法

各事業者の企画提案に基づき、選定委員会が公平に審査した上で、最優秀企画提案者(業務委託契約締結予定事業者)を選定する。

審査基準及び評価点数は次のとおりとし、最低基準点は60点とする。

(審査基準および評価点数)

審査項目	審査基準	評価点数
企画提案書	・磯焼け対策リーダー育成に関する提案 ・磯焼け対策潜水士養成に関する提案 ・磯焼け対策技術養成 ・その他の提案 ・市・漁業集落等への勉強会、シンポジウム等への参加・協力 ・中間報告会、最終報告会の実施	50 点
実施体制	・業務の体制、取組姿勢	5 点
スケジュール	・全体工程及び個別作業工程	5 点
業務経歴	・過去の実績内容等	10 点
プレゼン能力	・担当者の説明能力・技術、熱意等	10 点
見積書	・見積額及び積算内訳の妥当性	20 点

(4) 選定結果の通知

選定結果は、参加した全ての事業者に通知する。選定に関する異議等は一切受け付けないものとする。

10 業務委託契約

契約は、最優秀企画提案者と仕様及び契約条件等について協議した上で、締結するものとする。委託費の支払いについては、原則、業務完了後一括支払いとする。

特別な理由により最優秀企画提案者と契約が締結できない場合は、他の事業のうち、企画提案が優れた者が順に契約交渉を行うものとし、最終的に交渉が成立した事業者と契約を締結する。

11 その他留意事項

本プロポーザルに参加する者は、次のことに留意すること。

- (1) 企画提案書や見積書の作成等に際し、五島市に関する資料(既存資料のうち公表できるものに限る。)が必要な場合は、質問書(様式5)により事務局に連絡すること。事務局で提供の可否を確認の上、提供する場合は、全ての参加者に提供する。これにより受領した資料等は、本市の了承なく公表又は使用できないものとする。
- (2) 本プロポーザルに係る参加者側の費用は、全て参加者の負担とする。
- (3) 提出期限までに企画提案書等の提出がなかったもの、企画提案書等に虚偽を記載したもの及びプレゼンテーションに不参加のものは失格とする。
- (4) 提出後の企画提案書等の修正又は変更は、原則認めない。
- (5) 本市に提出された書類は返還しない。
- (6) 本市が本プロポーザルに関する報告、公表等を必要とする場合は、参加者の承諾を得ずに提出書類の内容を使用又は公表することができるものとする。
- (7) 提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果、生じた事象に係る責任は、全て提出者が負うものとする。

12 事務局

本件に関する書類の提出先及び質問先は、次のとおりとする。

五島市 産業振興部 水産課 水産振興班 担当:糸洲・桑村

〒853-8501 長崎県五島市福江町1-1

TEL:0959-72-7869(直通)

FAX:0959-74-1994

E-mail:suisan@city.goto.lg.jp